

「意匠公知資料データベースの公開促進のための方策の在り方について」 の検討内容（案）

1. 課題

特許庁では、意匠審査のための資料として、意匠登録公報のほか、雑誌、カタログ、インターネットに掲載されているデザイン情報等を収集しており、審査サーチの効率化を図るためにこれらの資料から製品の図や写真等を抽出して電子化し、データベース化して審査に使用している。

このデータベースに対し、意匠制度ユーザーから公開を求める要望があるが、これら写真・図面等のイメージデータは、各企業等が著作権を保有するため、著作権者の許可無く公開することができない。

そのため、平成16（2004）年度、調査研究事業により、委員会を設置し、『審査資料（公知資料）の内容充実及び公開に関する調査研究報告書』（平成17年3月 社団法人 日本デザイン保護協会）をまとめた。上記調査研究の結果を受け、各企業担当者に電話あるいは面会にて事業趣旨を説明し、試行的に公開利用ができるよう許諾して頂くための公開利用許諾事業を実施した。

さらに平成17（2005）年度からは、前年度に蓄積された国内のインターネット情報に対しても、公開利用の許諾を取得する事業を実施している。

平成20（2008）年度以降、上記許諾取得対象を国内の雑誌・カタログまで対象を広げ、特許電子図書館（IPDL）上で公開している。

なお、知的財産推進計画2009において、「意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るため（中略）、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進のための方策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得る」こととされたため、意匠審査基準ワーキンググループにおいて、意匠公知資料の公開促進の在り方について、さらなる検討を行なった。

2. 現状

（1）許諾取得方法について

意匠公知資料が掲載された雑誌、カタログ、インターネット情報を公開した企業等に対して、各社の著作物であるカタログ等のイメージデータについて公開利用許諾を行う。

まず、意匠公知資料を特許庁から複写の上送付してよいかを事前に確認する（第1事業）。次に、送付確認を得た許諾依頼先に対し、対象公知資料を閲覧できる許諾作業用データ及び許諾書を送付し、各資料ごとにイメージデータの公開許諾を求めている（第2事業）。

（２）公開対象資料数

平成１７（２００５）年度以降、前年度に蓄積された国内のインターネット情報に対して許諾を取得する事業を開始し、平成２０（２００８）年度には、国内の雑誌・カタログまで対象を広げて３６,４６３件の公開許諾を頂き、これまで合計４３,１３３件の公開許諾を得て、特許電子図書館（IPDL）上で公開している。

３．検討内容

（１）意匠公知資料の公開による効果について

権利範囲の明確化に関して、登録意匠の権利範囲が理解しやすくなるなど、意匠公知資料データベースの公開は効果的であるという意見に加えて、デザイナーの創作基盤としても、データベースが公開されていれば、出願事前調査に活用することができるので、重複的なデザイン開発を防ぐことが可能、また若いデザイナーへの教育的効果も期待できるとの意見があり、今後も意匠公知資料データベースの公開促進を図ることは適当である。

一方で、意匠公知資料の特許電子図書館（IPDL）による公開が外国における模倣を助長させることにならないかと懸念する意見があるが、意匠公知資料として公開する雑誌、カタログに掲載された写真は、製品設計図面等とは異なり、特徴的な面のみ等の限られた形態情報しか開示されておらず、これらの情報のみを用いて模倣品を製作することは必ずしも容易でないことから、仮にそのようなことが全くないとはいえないとしても、公開の促進を図るメリットの方がはるかに大きいと考えられる。

（２）意匠公知資料の公開促進の在り方について

①許諾取得の在り方について

意匠公知資料データベースの充実のために、より多くの公開許諾取得する方策、また許諾依頼先への負担を軽減させる方策について議論、検討を行なった。

（ｉ）許諾の有償化

特許電子図書館（IPDL）による公開を許諾することに対し対価を支払う（有償化）ことにより、より多くの許諾を取得する案が議論されたが、国庫負担の観点及び、また対価を支払うべき対象となる著作権が発生している各種イメージデータを特定することが容易ではなく、実現は難しいとの結論に達した。

（ii）資料収集と同時に許諾依頼

作業効率を改善するため、資料収集と同時に許諾を依頼する案が議論されたが、以下の問題点があり、資料収集の際の許諾取得は困難である上に、かえって資料化したデータそれぞれについて公開許諾を求める現状の方法より、許諾

作業の負担が増加する恐れが指摘された。

- ・ 収集段階では、例えば 1 冊の雑誌からどの製品写真を抽出するか決まっていなかったため、冊子単位での許諾が必要となるが、一冊の中に複数の著作権者が存在しており、冊子単位での包括的な許諾は困難。
- ・ 雑誌、カタログにおいては発行の日、インターネットにおいては情報の更新の日にあわせてそれぞれに許諾書が必要となり、許諾者側にとっても管理負担が大きなものとなる。

(iii) 公開許諾可能な資料を特許庁へ寄贈する

各企業から前もって公開許諾可能な雑誌、カタログ資料を特許庁へ提供していただく案が議論されたが、以下の問題点があり、許諾取得方法の改善にはつながらないことが指摘された。

- ・ カタログの場合、公正な公知日（受入日）の確保が困難。
- ・ 雑誌、カタログ、インターネット全ての情報を提供できるわけではないので、結局のところ収集・許諾事業は無くならない。例えばカタログを提供したとしてもインターネット情報については公開許諾依頼することになってしまう。
- ・ 提供資料の許諾書及び許諾データの作成と、通常の許諾事業における許諾書及びデータ管理とがばらばらになり、管理負担が大きくなる。

以上の検討より、現状の意匠公知資料収集及び許諾取得方法に替わる効果的な方策は見当たらず、現状の方策の枠組みの中で、より多くの公開許諾取得し、また許諾依頼先への負担を軽減させる改善を施していくのが適切である。具体的には以下の改善策が考えられる。

(iv) イメージデータの抽出時における改善

許諾依頼先からいただいた意見の中で、許諾できない理由として挙げられるものの中に、「イメージデータ中にタレント画像等の他社との権利調整が必要なものが含まれる」、また「当時の価格情報等、営業上支障のある情報が含まれている」といった事情を挙げるケースが散見された。

意匠公知資料について、今まで審査資料という視点で作成していたが、今後はこの視点に加え、後に公開することも視野に入れ資料の作成方法を精選化し、収集対象製品が含まれる写真等が複数存在する場合は、できる限り対象商品以外の情報が含まれない写真等を選択して抽出する方法に改める。

(v) 契約時における改善

許諾依頼先からいただいた意見の中で、許諾できない理由として挙げられるものの中に、「カメラマン等との権利調整に時間がかかる」ことを挙げるケース

が多い。本事業への理解と普及を推進し、あらかじめカメラマン等との契約の際に、意匠公知資料データベースとして公開を可能とすることについて、契約内容に盛り込む等の改善を訴えていくことが必要である。

(vi) 広報用ウェブサイトの活用

許諾依頼先の中には、広報用の二次利用可能なイメージデータを掲載したウェブサイトを持っており、当該サイト中のイメージデータであれば、許諾依頼は必要ないという意見があった。今後、インターネット情報から作成する意匠公知資料の公開においては、広報用ウェブサイトの活用を検討する。

(vii) 依頼送付事前確認（第1事業）の省略

現状の許諾取得方法は、意匠公知資料を特許庁から複写の上送付してよいかを事前に確認（第1事業）した後に、送付確認を得た許諾依頼先に対し、対象公知資料を閲覧できる許諾作業用データ及び許諾書を送付し、各資料ごとにイメージデータの公開許諾を求めている（第2事業）。

毎年同様の許諾事業を行うことから、事業の主旨説明と意匠公知資料を特許庁から複写の上送付することへの同意を得ることは、「一度行えばよい」、「毎年聞かれるのは聞かれるほうも手続きが面倒である」との意見もあり、依頼送付事前確認の際に、「以後、事前確認は不要」との記載欄を設け、できる限り双方の事務負担を減らす努力と改善を行う。

(viii) 雑誌情報の公開許諾依頼の見直し

雑誌の許諾率は極めて低く、またイメージデータの公開の可否については、ほとんどの場合、当該雑誌の出版社のみで判断することができず、多大な負担を強いることになっている。さらに雑誌情報については、カタログ情報、インターネット情報と比較して資料数が少なく、雑誌情報からの意匠公知資料の許諾取得は費用対効果の点から見直す必要がある。

また、今年1月1日に施行された改正著作権法により、「国立国会図書館においては、図書館資料の原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を、必要と認められる限度において作成することができることとする。」とされた。今後、それらの蓄積された電磁的記録の利用のあり方についても、引き続き動向を注視する必要がある。

②公開の在り方について

現状の特許電子図書館（IPDL）上での公開といった方法に加え、権利範囲の明確化に資する有効な公開方法及び情報提供方法について議論、検討を行なった。

(i) 特許庁内専用端末での意匠公知資料公開

特許庁内での専用端末を用いた意匠公知資料の閲覧設備を提供する案が議論

されたが、「庁内で」という限定があるとしても、この利用方法が著作権法で許容されている範囲と解釈することには異論があることから、現時点でこの利用方法の特許庁が採用することはできないものと考えられる。

(ii) 登録査定時における参考文献情報のイメージ添付

登録査定書の送付時に、イメージ情報を含む参考文献情報を提示して権利範囲の明確化に役立たせる案が検討されたが、以下の問題点があり、著作権侵害の恐れがあるので困難と考えられる。

- ・ 「登録査定書の送付時」は、すでに審査は終了しており、著作権法第42条第2項に規定される、「審査に関する手続き」に該当しないのではないかな。
- ・ 何人も、登録となった出願資料について、閲覧若しくは謄写又は書類の交付を請求することができる（意匠法第63条）こととなるが、著作権法第42条第1項、第2項に規定される権利制限規定は、ここまで予定していないのではないかな。

なお、現在、文部科学省に設置されている文化審議会において、著作権法の権利制限の一般規定（フェアユース）の導入について検討が行われているところであり、今後の動向を注視する必要がある。

以上の検討より、現状の公開方法に加え、新たな公開方法、情報提供方法を構築する方策は現時点では見出せず、現状の公開方法をより適切なものに改善していくことが早急に取り組むべき課題である。具体的には以下の改善策が考えられる。

(iii) インターネット情報のURL情報リストの公開

出願人により多くの情報を提供するために、イメージデータの公開を許諾していただけなかったインターネット情報を含め、審査用に蓄積されたインターネット情報抽出元URLリストを公開する。公開に際しては、特に重要な項目と考えられる公知資料番号、URL情報、日本意匠分類の情報のみリスト化して公開する。またリスト公開の際においては、抽出元URLが「会員制ホームページ」等非公開情報ではないことに細心の注意を払うこととし、また、すでにリンクが途絶えているURLも多数存在するため、必ずしも現在の情報を示したものでないことを注記することとする。

(iv) 意匠公知資料と登録意匠の関係についての明記

公開された意匠公知資料と登録意匠の関係が明記されておらず、誤解を招く恐れがあるといった指摘が許諾依頼先から寄せられた。この点については、下

記の改善をする必要がある。

- ・ 許諾依頼先に対する注意書き

意匠公知資料と登録意匠の関係については、20 年度事業で電話問い合わせの多かった項目なので、対応として 21 年度事業は送付資料に「よくあるご質問」として、「対象資料は意匠出願と直接関係がない」旨記載したが、21 年度の問い合わせにおいても同様の質問を多数受けた。

今後の事業推進にあたって、送付物の記載をさらに分かりやすいものに改善する必要がある。

- ・ 公開時における注意書き

公開時において、特許電子図書館（IPDL）上に「意匠公知資料は登録意匠と直接の関係がない」旨の記載を付記する。